

障害支援区分と利用できるサービス

下表のサービスを利用できるのは、既定の障害支援区分の認定を受けた方です。

ただし、児童はこの限りではありません。

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 (ホームヘルプ)								
重度訪問介護		二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の歩行・移乗・排尿・排便のすべてが「できる」以外						
同行援護		視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者であって、同行援護アセスメント票の項目中「1～3」のいずれかが1点以上であり、かつ、「4」の点数が1点以上						
行動援護					認定調査項目の行動関連項目の合計が10点以上			
重度障害者等包括支援		重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺があり、呼吸管理が必要または最重度知的障がいがある、または行動関連項目合計10点以上						
短期入所								
療養介護							●	▲
生活介護	通所			■				
	入所				■			
施設入所支援					■			

次の印が付いている区分は、条件を満たしている方が利用できます

●印の区分は、進行性筋ジストロフィー症または重症心身障がいがある方

▲印の区分は、人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

■印の区分は、50歳以上の方